

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了に伴う措置の終了について」

令和3年10月1日

令和3年9月30日をもって、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が終了したことにより、公益財団法人安全衛生技術試験協会が緊急事態宣言発令中に実施していた、新型コロナウイルス感染症予防を理由とする欠席（事前に受験する安全衛生技術センターに連絡があったものに限る。）の場合に実施していた受験日の変更又は受験料の返還の措置を、令和3年9月30日をもって終了しました。

今後とも、新型コロナウイルス感染症予防の取組みの継続をお願いします。

なお、発熱や咳などの症状が見られる場合等の対応については、HP上の「受験者の皆様へ【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症の感染を予防するための対応について」を受験前に必ずお読みください。